

父母後援会共済事業規約

1. 趣旨及び事業

城西国際大学父母後援会では、城西国際大学学生（大学院生及び別科学生を含む。）の父母又は学費負担者として登録された者（様式1）を会員とし、相互扶助の精神に則り、次のような共済事業を行う。

(1) 在学生を対象として「学生教育研究災害傷害保険」（以下、「学研災」という）「学研災付帯賠償責任保険」（以下、「学研賠」という）及び「総合福祉団体定期保険」（以下、「生命保険」という）に加入することにより、学内外を問わずに24時間、正課授業中や課外活動等の学生生活を保障し、次のようなときは各保険特約条項に基づく保険金の支払いが受けられるようにする。

- ① 正課中及びそれに準ずる研究活動中に発生した傷害及び死亡、後遺症。
- ② 学生の日常生活（課外活動等も含む）で被る不慮の事故による死亡または所定の高度障害になったとき若しくは入院及び所定の障害状態になったとき。
- ③ 国内外において、学生が正課、学校行事、ボランティアクラブ等で課外活動及びその往復で他人にケガをさせたり他人の財物を破損したことにより被る損害賠償を補償する。（学研賠）
- ④ 病気による治療及び入院等の補償は保険金支払い対象外。
- ⑤ 生命保険の保険金受取人は、会員とする。

※学研災加入者が学研災及び学研賠では補償が不足と思われる場合に、病気等も補償ある任意加入の学研災付帯学生生活総合保険があります。

- (2) 会員が不慮の災害に遭遇されたときは、見舞金を支給する。
- (3) 学生の正課中及び課外活動、生活中的傷害事故に対して見舞金を支給する。
（請求は事故後180日以内に限り）

2. 共 済 費

- (1) 学生1人年額9,000円を会員負担とする。
- (2) 共済費納入は入学時9,000円とし、2年次以降毎年4月末日までに9,000円を納入する。
- (3) 共済事業運営上やむを得ざる場合には増額することができる。

3. 共済費の支出の内訳

(1) 学生保険に関する保険料（学研災＋学研賠）

保険料については、保険約款に基づく料額とする。ただし、役員会に報告するものとする。

経営情報学部	入学時（4年間）	4,660円	国際人文学部	入学時（4年間）	4,660円
福祉総合学部			薬学部	入学時（6年間）	6,840円
・福祉総合学科	入学時（4年間）	4,660円	メディア学部	入学時（4年間）	4,660円
・理学療法学科	入学時（4年間）	5,370円	観光学部	入学時（4年間）	4,660円
看護学部	入学時（4年間）	5,370円			
大学院 修士	入学時（2年間）	2,430円	大学院博士	入学時（3年間）	3,620円
大学院 博士	入学時（4年間）	4,660円	別科	入学時（1年間）	1,340円

保険有効期間は卒業年度の3月31日までとする。（ただし、秋季入学生は卒業年度の8月31日）

(2) 生命保険に関する保険料

保険料については、保険約款に基づく料額とする。ただし、役員会に報告するものとする。

保険有効期間は1年間（4月1日から3月31日。ただし、秋季入学生は、9月1日から8月31日）

(3) 共済基金

異常事態に対応するため基金を設ける。

4. 会員の死亡による授業料の奨学金

学費支弁者たる会員が死亡した時は、本人の申し出により通常の卒業課程の範囲を限度に、授業料を奨学金として無利息で貸与を行うものとする。

なお、この細則については別に定める。

5. 事故の際支払われる保険金

(1) 学研災の保険金

区 分	保 険 金
① 正課中・学校行事中の死亡	2,000 万円
〃 の傷害(1 日目から)	3,000 円～30 万円
後遺障害保険金	120 万円～3,000 万円
入院給付金(180 日を限度)1 日につき	4,000 円
② 課外活動中・通学中・学校施設内または学内移動中の死亡	1,000 万円
〃 の傷害(14 日以上)	3 万円～30 万円
通学中・施設間移動中の傷害(4 日以上)	6,000 円～30 万円
後遺障害保険金	60 万円～1,500 万円
入院給付金(180 日を限度)1 日につき	4,000 円

※ 後遺障害金は、保険約款による所定の身体障害の程度に応じて保険金が支払われます。

(2) 学研賠の保険金

対人・対物賠償 対人賠償と対物賠償あわせて、1 事故につき 1 億円限度（免責金額なし）

(3) 生命保険の保険金

区 分	保 険 金
病気による死亡・高度障害	150 万円
不慮の事故による死亡・高度障害	150 万円
障害給付金	15 万円～105 万円
入院給付金(入院 5 日以上 120 日を限度)	1 日 2,250 円

※ 高度障害保険金は普通保険約款に定める所定の高度障害状態に該当したときに支払われます。

また、障害給付金は、災害総合保障特約条項に定める所定の身体障害の程度に応じて支払われます。

(4) その他

通学途中、正課中の事故発生による死亡又は傷害の際には、上記学生保険と生命保険の保険金が支払われます。

例えば、正課中死亡の場合は 2,000 万円+150 万円、合計 2,150 万円の支払いを受ける保険金です。

6. 各種見舞金

(1) 弔慰金（様式 2）

- ① 会員が死亡した場合は 10 万円の弔慰金を支給する。
- ② 学生が死亡した場合は 10 万円の弔慰金を支給する。

(2) 傷害見舞金（様式 2）

- ① 学生が正課中傷害事故を起こした場合は、完治するまでの治療費の実費 10 万円を限度として給付する。ただし、学生保険から治療費が給付された給付額を差し引いた金額の限度を 10 万円とする。
- ② 学生が正課中以外の課外活動で傷害事故を起こした場合は、完治するまでの治療費の実費 10 万円を限度として給付する。ただし、14 日以上の通院又は 5 日以上入院治療については、学生保険から入院給付金が給付されるので、その給付額を差し引いた金額の限度を 10 万円とする。

- ③ 学生が通学途中・施設間移動中に傷害事故を起こした場合は、完治するまでの治療費の実費 10 万円を限度として給付する。ただし、4 日以上の治療については学生保険から治療費が給付されるので、その給付額を差し引いた金額の限度を 10 万円とする。

(3) 災害見舞金（様式 2）

- ① 会員が不慮の災害を蒙った時は、次の別表により災害見舞金を支出することができる。

種別 金額	火 災	風 水 害
3 万円	家屋一部焼失	床上浸水
5 万円	家屋半焼	家屋半壊
10 万円	家屋全焼	家屋全壊

- ② 学生の居住する下宿、アパートが火災で焼失した場合、風水害で被害を蒙った時は、その被害の程度により、5 万円を限度として見舞金を給付する。
ただし、地震による災害を除くものとする。

7. 本共済事業の経費は共済費をもってこれにあてる。但し、本共済事業及び父母後援会事業の運営にともなう収支決算に過不足が生じた場合には、相互に運用できるものとする。

- 付 則**
1. 本共済事業規約は、平成 4 年 4 月 1 日より実施する。
ただし、学研災の適用は、平成 4 年 6 月 1 日とする。
 2. 本共済事業規約は、平成 6 年 4 月 1 日一部改正。
ただし、学研災の適用は、平成 6 年度入学生からとする。
 3. 本共済事業規約は、平成 8 年 4 月 1 日一部改正。
ただし、学研災の適用は、平成 8 年度入学生からとする。
 4. 本共済事業規約は、平成 10 年 4 月 1 日一部改正。
ただし、学研災の適用は、平成 10 年度入学生からとする。
 5. 本共済事業規約は、平成 14 年 4 月 1 日一部改正。
ただし、学研災の適用は、平成 14 年度入学生からとする。
 6. 本共済事業規約は、平成 16 年 4 月 1 日一部改正。
ただし、学研災の適用は、平成 16 年度入学生からとする。
 7. 本共済事業規約は、平成 17 年 4 月 1 日一部改正。
ただし、学研災の適用は、平成 17 年度入学生からとする。
 8. 本共済事業規約は、平成 18 年 4 月 1 日一部改正。
ただし、学研災の適用は、平成 18 年度入学生からとする。
 9. 本共済事業規約は、平成 22 年 4 月 1 日一部改正。
ただし、学研災・学研賠の適用は、平成 22 年度入学生からとする。
 10. 本共済事業規約は、平成 23 年 4 月 1 日一部改正。
ただし、学研災・学研賠の適用は、平成 23 年度入学生からとする。
 11. 本共済事業規約は、平成 24 年 4 月 1 日一部改正。
ただし、学研災・学研賠の適用は、平成 24 年度入学生からとする。
 12. 本共済事業規約は、平成 25 年 4 月 1 日一部改正。
ただし、学研災・学研賠の適用は、平成 25 年度入学生からとする。
 13. 本共済事業規約は、平成 26 年 4 月 1 日一部改正。
ただし、学研災・学研賠の適用は、平成 26 年度入学生からとする。
 14. 本共済事業規約は、平成 27 年 4 月 1 日一部改正。
ただし、学研災・学研賠の適用は、平成 27 年度入学生からとする。
 15. 本共済事業規約は、平成 28 年 4 月 1 日一部改正。
ただし、学研災・学研賠の適用は、平成 28 年度入学生からとする。
 16. 本共済事業規約は、令和元年 5 月 18 日一部改正。
ただし、学研災・学研賠の適用は、令和元年度入学生からとする。
 17. 本共済事業規約は、令和 4 年 4 月 1 日一部改正。
ただし、学研災・学研賠の適用は、令和 4 年度入学生からとする。

【様式 1】

様式 1

受贈番号

学籍番号 ※

父母後援会 用

城西国際大学父母後援会会長 殿

保険会社 用

FWD生命保険株式会社 御中

登 録 書 兼 加 入 届

記入日 (西暦)

年 月 日

会 (保護者等) 氏 名 情 報	住 所	〒	TEL	()
	フリガナ		同 意 印	学生との関係
	氏名		印	

大 学 生

学 部

学 科

在 籍

大 学 院 生

研 究 科

専 攻

交換留学生・別科留学生

学部・研究科

非正規生 (該当する場合提出)

学部・研究科

フリガナ

性別

生年月日 (西暦)

氏 名

年 月 日

私は下記学生の学費負担者として登録いたします。

また、学生とともに下記の「個人情報」の取り扱いについて「了承し、其済事業に係る保険に加入することに同意します。

1. この登録書が未提出の場合、お済費が納入されていても保険が成立しません。忘れずにご提出ください。

2. 本件を記入いただき、ご捺印のうえ郵送願います。

3. ※欄は記入しないでください。

4. 「会員情報 (保護者等)」欄の「学生との関係」は、学生からみた関係をご記入ください。

5. 記入日は大学に提出する日付を西暦でご記入ください。

学籍情報

大 学 生

学 部

学 科

在 籍

大 学 院 生

研 究 科

専 攻

交換留学生・別科留学生

学部・研究科

非正規生 (該当する場合提出)

学部・研究科

フリガナ

性別

生年月日 (西暦)

氏 名

年 月 日

「個人情報」の取り扱いについて」

城西国際大学父母後援会及びFWD生命保険株式会社は、本「登録書」に記載された情報を、本会運営に伴う情報発信や連絡、保険契約の引受、継続・維持管理、保険金・給付金等の支払いのための目的で使用し、それ以外の目的には使用しません。

【様式 2】

(様式 2)

様

年 月 日

城西国際大学

父母後援会会長 殿

学籍番号

学生氏名

請求人住所

氏 名

印

父母後援会共済事業規約による(弔慰金・見舞金・学生保)の給付を請求致します。

記

種 別

振付書類

その他

・銀行 名

銀行

・支 店 名

支店

・種 別

普通 当座

・口座番号

・口座名義人

ふりかき

城西父登部

— 号

2020.08改訂